

現代国家の二つの性格〈試論〉(2)

—軍事と福祉—

今井 勝人^a

JEL Classification Codes : Political Economy and Comparative economies Systems, Economic History, Public Economics

キーワード : 統治権, 主権国家, 宗教改革, 国民国家, フランス革命

目次

はじめに

(I) 宇野経済学の体系

(1) 原理論

(2) 段階論と現状分析論

(以上, 第72巻第1・2・3・4号)

(II) 国家: 憲法・法律・政策

(論点II-1: 本節の課題: 統治・統治権者と被統治者)

(論点II-2: 主権国家: 主権 = 統治権, 聖と俗の関係)

(論点II-3: 国民国家: 憲法 = 国家の背骨・主権在民・共和国と立憲君主国)

(以上, 本号)

(以下, 次号)

(論点II-4: 国家を構成する者: 統治権者と被統治者)

(論点II-5: 国民)

(論点II-6: 中間団体)

(論点II-7: 国家の政策・外政と内政・その関係)

(III) 19世紀初頭以降の世界と国家

(1) ナポレオン戦争とウィーン体制—19世紀初頭から20世紀初頭

(2) 第1次世界大戦と国際連盟—戦間期

(3) 第2次世界大戦と国際連合—第2次世界大戦以後

(IV) 結びにかえて—軍事と福祉

(II) 国家: 憲法・法律・政策

(論点II-1: 本節の課題: 統治・統治権)

日本における憲法論の標準的教科書の一つでは, 冒頭に国家の定義が次のように示されている。「一定の限定された地域(領土)を基礎とし, その地域に定住する人間が, 強制力を持つ統治権のもとに法的に組織されるよ

うになった社会を国家と呼ぶ¹と。

筆者も, 後に述べるように憲法が近代国家・現代国家の背骨であると考えるので, 憲法論の冒頭に国家の定義が示されることには全く異存はないが, それにしてもこの定義には検討を要する3つの問題点があるように思う。第1は「強制力を持つ統治権」(統治権者)を持つ者は誰なのかが明示的でないことである。したがって同時に誰が被統治者なのかも不明になっている。統治権を議論の対象にする以上, 統治権者—被統治者の関係を無視するわけにいかない。

その結果, 第2に, この定義は時代と地域を問わず適用してしまう点である。統治権者—被統治者の関係が成立している領域を政治空間というとするれば, そのような政治空間は古代以来存在していたのである。換言すれば, 先の定義では古代国家, 中世国家, 近世国家, 近代国家, 現代国家の違いが不明確になってしまうわけである。この違いの基準は統治権者—被統治者の関係にあるからである。

第3はこの定義では「法的に組織された社会 = 国家」となってしまうが, 「法的には組織されない, あるいはできない人間関係」がひとつの政治空間内にもあり, それが社会であり, 社会と国家は異なるというのが筆者の考えである。

こうした問題点を避けて国家について検討する鍵が, 先の定義にある「強制力を持つ統治権」であり, 誰が統治権を持ち, 統治の内容をどのように考え, それをどう行使するかということだと思ふ²。それによって統治権者—被統治者の関係も明らかになる。本節ではこうした点を中心に近代国家, 現代国家について検討することが課題となる。ただし, 検討対象は現在の日本を中心にヨー

a 武蔵大学経済学部 名誉教授

¹ 芦辺信喜(高橋和之補訂, 2015, 3)。

ロッパ、北アメリカの後述するようないわゆる議会制民主主義制度を採用している国々を念頭に置き、ソヴィエト社会主義共和国連邦、その後継国家とされるロシア共和国連邦、中華民国（辛亥革命後、現在のいわゆる台湾政府を含む）、中華人民共和国等の社会主義国家を除く。（これらの国々については次節（Ⅲ）で述べる）。そして基本的論点に係る各国の歴史については必要に応じて言及するにとどめる。その意味でこの（Ⅱ）節は（Ⅲ）節の課題を示すことでもあり、（Ⅲ）節がこの研究ノートの本論といってよい。

なぜ統治・統治権が鍵になると考えるかの理由は次の2点にある。第1は前節（Ⅰ）で検討した商品経済が地球規模に拡大するようになるのは現在のスペイン、ポルトガル、オランダ、フランス、イギリスによるいわゆる大航海時代の15世紀以降である。前節（Ⅰ）でみたように宇野が重視した世界史をひと塊のものとして理解しようとするれば、この大航海時代が世界史理解の画期になるわけである³。それと同時に、上記のヨーロッパ諸国だけでなく地球規模で様々な共同体の変容・変質・解体が生じることになる。それらの共同体の中でも一定の法的仕組みの下で一定の領域が統治されていた政治空間の変容・変質・解体が重要である。ヨーロッパ地域では主権国家・国民国家への歩みが始まるし、インド洋周辺のアジア・アフリカ・南北アメリカの多くの地域はヨーロッパ諸国の植民地となっていく⁴。

第2は大航海時代と相前後して、ヨーロッパではキリスト教における宗教改革、それを前提としていわゆる啓蒙思想が登場し、人間の思考も中世と大きく変化したことである。いうまでもなく宗教改革の意義は、キリスト

教信仰がローマ・カトリック教会の聖書解釈を根拠とするのではなく、信者一人一人が直接、聖書と向き合うことによって支えられる、すなわち聖書—教会—信者という関係ではなく聖書—信者という関係が重要であるという改革派の主張にあった。そして信者一人一人の信仰が重要であるということが「神の言葉よりも人間の理性が重要である」という認識つながり、その認識が啓蒙思想の中心にあるのではないかと筆者は考えている⁵。主権国家が成立していく過程ではこのキリスト教世界の変化・啓蒙思想の登場が重要な役割を果たしたと思われるのである。

本節はそうした変化の中で主権国家、国民国家の統治の仕組み・内容にかかわる基本的論点を検討しようというわけである。

（論点Ⅱ－2：主権国家：主権＝統治権、聖と俗の関係）

先の定義にある「領土」、「定住する人間」、「統治権」は主権国家の3要素といわれることが多いから、先の定義は主権国家を念頭に置いているといってよい。他方で「定住する人間」に関しては、「定住」の期間や出生地が問題になるが、現在、定住者の多くは「国民」とよばれるのが普通である⁶ので国家は国民国家といわれることもある。主権国家という考え方の登場の方が国民国家の登場よりも早いので、主権国家の検討から始めることにする。

（芦部，2015，39）は「主権概念」は次のような3つの意味に用いられるのが普通であるとしている。

- i 国家権力そのもの（国家の統治権）
- ii 国家権力の最高独立性（内にあっては最高、外に

² 「誰が統治権を持つのか」ということをすると、それはシュミットの「決断主義」に通じるという考え方もあるが（嘉戸（2023，3－8）、「主義」という表現はともかく、統治権を持つものが「決断」せざるを得ない状況が生じうることは否定できないと思う。この点についてはすぐ後に述べることにする。

³ それまでも各地域にそれぞれの歴史と狭い範囲内ではあれ地域間の交流があり、特にユーラシア大陸内での諸地域間ではヒト・モノの交流が盛んで、日本もその東端に位置してことはいうまでもないが、ここでは地球規模でのヒト・モノの交流が始まったことに注意を向けたいと思う。このモノが商品形態をとっていたことはいうまでもない。

⁴ このような共同体の変容・変質・解体にとって、まずヨーロッパ地域が先導した商品経済・資本制生産様式の発達が重要な役割を果たしたが、それは商品経済・資本制生産様式の下では人と人との関係が物と物との関係として現れるからである。この点については前節（Ⅰ）を参照。

⁵ 啓蒙思想についてはカント（中山元訳，2006）、ロイ・ポーター（見市雅俊訳，2004）、リチャード・E・ルーベンスティン（小沢千重子訳，2018）、山本芳久（2018）を参考にした。

啓蒙思想の展開のもとでも、理性によって神の存在は証明できると考え、それを主張するのが理神論であるが、その存在は重要である。というのも現在のヨーロッパ、アメリカ等の社会科学者のなかにも多くのキリスト教徒がいると思われるし、現在のドイツにはキリスト教民主同盟という政権を担いうる政党も存在するからである。理神論については藤代泰三（2017，360－361）を参考にした。参考にした部分は「啓蒙主義とキリスト教思想」と題する章の一節である。

この理神論に関連して筆者にはキリスト教をはじめとする一神教の核心はこの世界・宇宙を作ったのはただ一つの神＝創造神であるという信仰、そしてキリスト教の場合にはそれに加えて神（創造神）と神の子・人間イエス（＝救世主＝キリスト）と精霊という三位一体という信仰にあると思われる。人間イエスについては田川健三（1980）を、三位一体については土橋茂樹（2025）を参考にした。

⁶ 現在の日本国民の要件は日本国憲法（1946公布，1947施行）第3章第10条、国籍法（昭25，法147）で定められている。

対しては独立)

iii 国政についての最高の決定権

の3点である。そしてこのような主権概念が生まれてくるのは、ヨーロッパの絶対君主による中央集権国家形成のプロセスで、君主権力が封建領主の権力よりも上位にあること、およびローマ教皇および神聖ローマ帝国皇帝の権力から独立していることを主張するためであったとしている。以上のような説明に関して筆者のコメントは次の3点である。

まず第1のコメントは主権概念についてである。iの「国家権力そのもの(=統治権)」の意味が不明確であるが、その意味はiiの「最高独立性」ではないか、さらにその「最高独立性」の具体的意味がiiiの「国政についての最高の決定権」ではないか、というのが上記の説明についての筆者の理解である。

このように理解すると、主権概念には3つの意味があるというよりも、具体的にはii、iiiの意味がまずあり、それをまとめたものがiであるという構造になっているのではと考えられる。そのように考えた方が前項でみた「強制力を持つ統治権」という説明を含む国家の定義とうまくつながるように思われる。本節の課題とした「統治の仕組み・内容」の検討はii、iiiを具体的に検討することである。このような意味で筆者の考えは主権=統治権であり、先の定義iは「統治権(国家権力そのもの)」としたほうが主権概念を理解しやすいと思う。

統治あるいは統治権という言葉は、第2次世界大戦後、日本では一般に使われることが少なかった⁷。その理由としては次の3つが考えられる。

- i 大日本帝国憲法(1889 発布・1890 施行、以下、明治憲法と略記)の告文に「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」、第1章天皇第1条に「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるので、統治・統治権という言葉が天皇主権、大日本帝国という国名に結び付けて理解されがちであったこと。
- ii (註2)で述べた「誰が統治権を持つのか」ということを問題にすると、それはシュミットの「決断主義」に通じるという考え方。この②について筆者の考えは次のような第2のコメントになる。

iii 統治という言葉が「支配」という言葉に近い意味を持つと理解されがちではないかということ。しかし、最近では「企業ガバナンス」という言葉がよく使われているが、この企業ガバナンスを日本語で表現するとすれば企業統治であって、企業支配ではないであろう。企業統治という代わりに企業ガバナンスという言葉が用いられるのは、やはり統治という言葉が避けられているとも考えられる。統治と支配の違いについての筆者の考えは次項(論点II-4)で述べる。

第2のコメントは上記iiの「外に対しては独立」という点についてである。換言すれば、ある国を主権国家と認めるのはだれかという点である。いうまでもなく、そのことを認めるのは他の主権国家である。「外に対しては独立」の意味もここにある。主権国家が領土という一定の領域(政治空間)を前提とする以上、他の主権国家の存在を無視するわけにいかない、自国以外にも主権国家が存在することを前提にせざるを得ないのである。

このような主権国家同士の関係が外交関係であり、国交を結ぶということである。そして二国間の関係の広がりが国際関係であり、現在、その国際関係を地球規模で組織しているのが国際連合である。地球規模でなくても複数の主権国家が軍事、経済、文化等さまざまな分野にわたって同盟関係、協力関係を結んでいることはいうまでもない。その代表的なものがヨーロッパ連合(以下、EU)である。

この二国間の関係あるいは二国間以上の関係がすべて平等というわけではない。明治維新政府が幕末に結ばれた不平等条約⁸の改正を大きな国家目標としていたことはいうまでもないし、現在の国際連合安全保障理事会常任理事国の存在と常任理事国の持つ常任理事会決議に係る拒否権がその例である⁹。「独立」概念にも幅があるといわなければならない。

国交関係のある国の間で個人や様々な組織の行き来があるのは、一定の条件のもととはいえ日常的に行われている。またそれは国交関係のない国の間にもある。さらに特定の目的を持つ個人・民間団体が主権国家の枠を越えて複数の国々の同じ目的を持つ個人・団体と一つの組織をつくることもある。こうした組織が特定の問題につ

⁷ ただし憲法論では統治機構論が一つの研究分野として存在していた。例えば芦部(高橋和之補訂, 2015)ではその第3部が「統治機構」と題され、そこでは「第14章国会、第15章内閣、第16章裁判所、第17章地方自治・財政、第18章憲法の保障」と議論が展開されている。

⁸ 幕末に締結された日米和親条約、日英和親条約、日露和親条約、日蘭和親条約、日米修好通商条約の日本側署名者がいずれも江戸幕府の関係者であったことは諸外国が日本の統治権者は天皇ではなく、徳川将軍であると認識していたことを示している。

いて関係する主権国家や国連をはじめとする国際機関に意見を申し出ることもある。いわゆる民間外交である。この民間外交の役割も最近では重視されるようになってきた。

主権国家同士の外交関係が結ばれても、その関係が安定的に継続される保証はない。時に利害の対立により緊張関係が生じ、経済制裁、資産凍結、外交官追放、国交断絶等の手段が講じられるが、最終的には軍事衝突・戦争状態に入ることもありうる。そうした時によく使われる言葉が主権侵害である。領土をめぐる問題や特定の地域をめぐる実効支配の問題、内政干渉か否かといった問題はみな主権概念に関係させて主張されるのである。

この点は先の説明 (ii) の「内にある最高」という点に関係してくる。議会制民主主義制度を採用している主権国家では内政問題を議会を通して解決する仕組みを原則として持っているが、問題によっては統治権をもつものに対する大規模な反対デモ、抗議デモが頻発することもあり得る。そしてそれが内乱・内戦・クーデター等に結びつくこともあるし、そうした事態に外国が介入することもある。

外国との関係と国内問題が相互に関係している場合も多い。幕末・維新期の日本がそうであったし、グローバリゼーションの時代といわれる最近でもそうである。イギリスのEUからの離脱問題でイギリス国内の意見が大きく分裂したことは記憶に新しい⁹。いずれにせよ統治をめぐるのは危機的状況が生じうるのであり、その時は統治権者には決断することが要求されるわけである。また、軍事衝突・戦争を始めるだけでなく、それをいかに終結させるかということにも決断が要求される。「例外

状況の政治学」といわれる政治学者シュミットの議論が決断主義に結びついて理解されることがあるのもかかる理由による¹¹。危機的状況と例外状況は時間の幅では前者のほうがより短く、統治権者に決断を求められるのも瞬間的であるので、本節では危機的状況という表現を用いた。

第3のコメントは主権概念が一定の歴史的条件下で登場した点である。先にみたように(芦部, 2015, 39)では君主権力の増大が2つの理由から述べられているが、特に対ローマ教皇、対神聖ローマ帝国皇帝に関しては、キリスト教における宗教改革を重視すべきではないかというのが筆者の考えである。というのは、君主権力が封建領主の権力よりも上位にあることが認められていってもなお王国内には広大な修道院領をはじめとした君主権力の及ばない政治空間が存在していたのである。この問題を解決しようとしたのがキリスト教における宗教改革だったのではないかと筆者は考えるからである。「俗」の統治権が「聖」の統治権を奪っていく過程である¹²。

宗教改革はマルティン・ルターが1517年に95か条の提題(贖宥の効力を明らかにするための討論)に始まるといわれることが多いが、ルター自身の主張はキリスト教の教義に係るものであり、それが神聖ローマ帝国の統治上の大きな問題となるのは16世紀後半のことである¹³。

そして、それに先立ってイングランドやフランスでは宗教改革が始まっていたことが重要である。まずイングランドでは、すでに14世紀にウィクリフのローマ・カトリック教会批判と聖書の英語訳による一般信徒の聖書

⁹ 日本の不平等条約改正問題と国際連合成立については次節で述べるが、国際連合規約については本文で述べたことのほかに、今なお残る敵国条項(第53条、第77条、第107条)の削除が日本にとっての課題となっていることに注意が必要である。この敵国条項については1995年9月の国連総会で「すでに死文化されている」という決議(50/52)が採択されているが、条項そのものは残っている。国連改革についての日本政府の考え方は日本政府(平成18年10月)に示されている。これらの問題は国際連合が第2次世界大戦の戦勝国によって1945.10に組織されたことと無関係ではない。

¹⁰ EU離脱をめぐる意見の分裂では特にスコットランドでは反対意見が多数を占めていたため、離脱が決まった時、スコットランド独立運動が再燃するのではという危惧が高まった。この点につき、マーク・エリオット(江島訳, 2020)は連合王国の「領土的憲法」の安定性に関して提起した挑戦としている。

¹¹ 「例外状況の政治学」という表現は(蔭山宏, 2020)による。シュミットについては(論点II-7)で検討する。

¹² 本節で扱う宗教改革はローマ・カトリック教会のもとにあるキリスト教(西方キリスト教)にかかわるものであり、東方キリスト教とは関係がない。ローマ・カトリック教会はその考えと違うキリスト教の信者集団を「異端」としてキリスト教世界から排除したのに対し、東方キリスト教会の世界では考え方の異なる多数のキリスト教会が存在していたのである。東方キリスト教については森安達也(2023)を参照。また異端という考え方は現在にまで続く考え方であるが、それについては堀米庸三(2013)、森本あんり(2018)を参照。

¹³ キリスト教の宗教改革については森安達也(2002, I)、佐藤優(2014)、藤代泰三(2017)、深井智朗(2017)、P.H.ウィルソン(山本文彦訳, 2005)、山本文彦(2024)のほか、酒井栄八郎(2003)、柴田三千雄(2006)、近藤和彦(2013)を参考にした。

なお、以下で議論する宗教改革は統治にかかわることに限られ、教義にかかわることは触れない。こうした扱いは森安達也(2002, 序章)にヒントを得た。これまで述べてきた一神教やキリスト教に関することは、統治に直接かかわることではないが、その前提として理解しておく必要があると筆者は考えるからである。

理解が広がり始めていたが、ヘンリー8世の離婚問題を契機にイングランド国教会が成立し、イングランドのキリスト教世界はローマ・カトリック教会から分離・独立していたのである(1533年の(ローマ教皇への)上訴禁止法・1534年の国王至上法)。イングランド王国の主権国家としての始まりである。このイングランド国教会の成立によりイングランドでは修道院が廃止され、その土地や建物の売却がその後の相次ぐ戦争での戦費を支えることになるとともに、それまで修道院が担っていた貧民救済事業を国王が担うことになった。具体的には教区が救済事業を実施するために救貧法が制定されたのである(1600年)。それまで「聖」の仕事とされていたものが、「俗」の仕事になったわけである。

フランスでは1516年のポローニャ政教協約によってフランス国内の大司教、司教、修道院長の聖職者任命権をフランス国王が握ることをローマ教皇に認めさせることになり、「俗」の権力が「聖」の権力を奪ったのである。それだけでなく、高位聖職者は貴族階級の者がその職につくことが普通であったから、この協約は国王の権力がそれまで以上に貴族階級に及ぶこと、逆に貴族階級は国王権力の意向を考慮ざるを得なくなったのである。キリスト教の世界ではすでに教皇至上主義者と公会議主義者との間の意見の相違がさまざまな問題を引き起こしていたが、フランスでは公会議主義者が優勢であったため、この協約もフランス国内ではすんなり受け入れられたのである¹⁴。

そのフランスでもルター派やスイスのカルバン派、とくに後者の影響を受けて、キリスト教カトリックに抵抗するものが増えてくるのである。フランスのカルヴァン派はユグノーと呼ばれるが、カトリック側とユグノー派との間の闘争は、外国勢力の介入も招き、ユグノー戦争(宗教戦争)になった。1572年のパルテルミのユグノー虐殺は有名である。この宗教戦争に終止符を打ったのが、1598年に「宗教的寛容」の名のもとに発布されたナントの勅令である。この勅令も国王によって1685年には廃止され、多くのユグノーの亡命を招くことになると同時に、のちのフランス革命期には国内に残ったユグノーとカトリック教徒の争いが、国内混乱の一因ともなる。

さて、神聖ローマ帝国のルターの「提題」である。これをめぐる事態の展開は時のローマ教皇、神聖ローマ帝国皇帝、帝国内諸侯の関係を示すものでもあるので、やや詳しくみておく。ルターの「提題」は当時発達を始めていた印刷技術によって広く知られるようになった

め、ローマ教皇も無視できず、1518.7にルターをローマに召喚して決着をつけようとした。この召喚に対しザクセン選帝侯の「ドイツ人への尋問はドイツ領内で行われるべきである」という反対があり、教皇は当時アウグスブルグで開催されていた神聖ローマ帝国の帝国議会に出席していた教皇特使にルターを尋問するよう命じた。尋問は非公開で行われ、ルターに自説を撤回するよう説得したが、ルターは拒否した。そして次に始まったのが、それまでもよく行われていた神学者による討論、1518.8—1520年のライプツヒ討論である。この討論でルターはすでに異端として処刑されていたフスの考え方に賛同したのである。そのためルターの討論相手は教皇に対し、ルターを破門に処すよう進言した。

この討論期間中にもルターは自説を展開する文書を公表するなどしたため、教皇も60日以内に自説を撤回しなければ破門にするという「破門脅迫の大教勅」をルターに送付した。ルターが受け取ったのは1520.10.10とされているが、ルターはそれをも無視したため、1521.1.3付で破門となり、ルターの身柄と処遇は神聖ローマ帝国皇帝の手に委ねられた。皇帝はヴォルムスで開催された帝国議会にルターを召還したが、ルターは自説を述べるだけでヴィッテンベルクへ戻ったため皇帝もついに1521.1.19にルターを異端と宣言した。これによってルターは帝国内での保護を失ったが、皇帝がフスと同罪であるという教皇の主張をのけたため、処刑は免れた。その後、ルターは名前と身分を隠し、ヴィッテンベルク城で過ごすことになる。そこでのルターの大きな仕事の一つが、聖書のドイツ語への翻訳である。この翻訳によって聖職者以外でも聖書を読むことが可能となり、聖書一教会一信者という関係から聖書一信者という関係への変化を生み出す大きな基盤となった。

このようにみても「提題」を出発点とする教義上の問題(「聖」の問題)に関して、ローマ教皇が「俗」の世界の考えに従わざるを得なくなっていたことが明らかである。「俗」の世界でも、神聖ローマ帝国皇帝ではなく領邦君主の統治権が強くなっていったことが重要である。ルターのローマ召還を阻止したのはザクセン選帝侯であったし、皇帝がルターの処刑を命じなかったのも、領邦君主の中にルターを支持するものが多くなっていたため、安定的な帝国統治のためだった。

そして俗の世界でルター支持する諸侯とカトリックの神聖ローマ帝国皇帝との間のキリスト教内での争いに決着をつけたのが1555年にアウクスブルグで開催された

¹⁴ 公会議主義について佐藤優(2014, 265)「一種の集団指導体制を主張する」ものとしている。公会議運動について詳しくは佐藤(2014, 201 - 219)を参照。

帝国議会でのいわゆる「宗教和議」である。この和議は諸侯がルター派キリスト教を選ぶ自由を認めたものである。領邦君主のもとにある一般信徒にはもちろん選択の自由はなく、領邦君主の選んだ宗派を選ばざるを得なかったの当然である。他方で、ローマ教皇の派遣した特使が議会の途中で帰国してしまったこともあり、ローマ教皇も和議を認めなかったし、帝国自由都市にはこの和議は適用しようがなかったため、そこではカトリック派と改革派の争いが続くことになる。こうした争いはオーストリア・ハプスブルグ家にカトリック信仰を強制されたボヘミアの改革派民衆の反乱をきっかけにドイツ全土に広がり、そこにまた外国も加わるなど、30年戦争ともいわれる戦争が続くことになる。この戦争に終止符を打ったのが1648年のウェストファリア条約である。

ウェストファリア条約が主権国家という概念をもとになったという考えが一時は有力であったが、条約という形で統治権者同士の諸関係ができたという点では意味があると思うが、(芦部, 2015, 39)の主権概念についての説明を以上のように検討してきた筆者の結論は、次のようなものである。すなわち、主権概念は国王や領邦君主のローマ教皇権や神聖ローマ帝国皇帝権からの自立、独立していくプロセス、「聖」と「俗」の分離過程で生まれてきたことを重視すべきではないかということである¹⁵。このことがいわゆる王権神授説や絶対主義国家が誕生する基礎となったと考える。その意味で、筆者は主権＝統治権と理解し、統治権者と被統治者の関係が重要だ露考えるわけである。

こうした観点から、本項の最後に、明治憲法が日本国憲法に変わった際に尾高朝雄と宮沢俊義との間で交わされた主権論争(ノモス論争)について述べておく必要があると思う¹⁶。この論争の対立点は「事実としての主権と当為としての主権」と題した尾高(2019)の最後の論文(論争の打ち止めを宣言)のタイトルによく示されている。前者が宮沢説であり、宮沢は八月革命説を根拠に主権が天皇から国民に移ったと主張したのである。後者が尾高説であることはいうまでもなく、「当為としての主権」をノモスとிட்டしたのである。こうした違いは宮沢が実定法を問題にする法学者であるのに対し、尾高が法

哲学者であったことが大きかったのではないかと思う¹⁷。本項で検討した芦部の議論が宮沢説に立つこと、そしてそれを検討対象にしてきた筆者が「事実としての主権」を問題にしていることはいうまでもない。

それではノモスとは何であろうか。石川健治(2019)によればノモス(ギリシャ語)は「区分する」あるいは「配分する」という意味を持つ動詞に由来するという。そして前者の「区分する」を「空間を画する」として理解して書かれたのがシュミットの『大地のノモス』(1950)、後者の「配分する」を「富を配分する」と理解して書かれたのが尾高の『法思想史序説』(1950)で、そこで尾高は配分秩序論を展開したとされている(尾高(2019, 280)。

このノモス理解に関して、筆者の考えは「区分する」の意味には「空間を区分する」こと、「配分する」ことに加えて「時間の流れを区分する」こともあるのではないかというものである。換言すれば、時間軸に沿って物事を考えることである。先にみたように主権概念の誕生には「聖」と「俗」の世界において後者が優位になっていくことが重要だったのではないかということも時間軸を重視した結果である。尾高はノモスに似た用語として「政治の徳」という言葉を用いているが、この言葉の意味も、政治空間が古代以来存在していたことからして、時間軸に即して考える必要があると思う。その意味では宮沢・尾高論争は主権論争というにはあまりにも明治憲法から日本国憲法への転換への関心が強すぎた論争だったと思われるのである。

(論点Ⅱ-3；国民国家：憲法＝国家の背骨・主権在民・共和制と立憲君主制)

国民国家という考え方がフランス革命(1789)に始まり、それが近代国家の始まりであるというのが広く認められた考え方であり、筆者もそのように思う。日本のフランス革命に関する著書・論文は膨大な数に上るが、筆者にはそうした膨大な研究をサーヴェイする能力はない¹⁸。しかし国民国家の起源がフランス革命にあるという理解についてはなお検討すべき論点があるように思う。本項ではその点について検討してみたい。検討の視

¹⁵ こうしたことを考えると、主権論議の展開に大きな影響を与えたといわれるボダンが16世紀後半期の人間であったことは重視されるべきと思う。ボダンについては佐々木毅(1973)、主権概念については嘉戸一将(2019)、ウェストファリア条約については明石欣次(2007)を参照。

¹⁶ 尾高と宮沢の論文・著書は尾高朝夫(2019)、宮沢俊儀(長谷部恭男編, 2025)にまとめられている。

¹⁷ この違いは宮和がケルゼンから、尾高がフッサールから大きな影響を受けていたことにもよる。この点については尾高(2019)、宮沢(2025)それぞれの解説(石川健治稿、長谷部恭男稿)を参照。なお、長谷部はその解説で宮沢が価値相対主義者であったと評しているが、それに対して尾高は価値絶対主義者であったといえるかもしれない。

¹⁸ フランス革命の研究史については、柴田三千雄(2007, 4-45)を参考にした。

点はこれまでに述べてきたことを踏まえ、近代国家においては憲法が統治権のあり方とその内容、統治権者と被統治権者の関係決め、その具体的内容が主権在民という考え方であるという点である。その意味で、筆者は「国家の背骨は憲法」であると考えている¹⁹が、そうした点に焦点を合わせて、フランス革命について検討してみることとする²⁰。

ところで統治権者と被統治者の関係を定める基本的な法は近代国家以前にも存在していたことはいうまでもない。フランスについてみれば、M. デュヴェルジェ(1995, 第1章)はアンシャン・レジーム期の基本法を「慣習憲法」とし、そのもとでの様々な制度を説明したうえで憲法思想の発展について論じている。江戸時代の日本にも武家諸法度や禁中並公家諸法度のような統治にかかわる基本法は存在した。他方、現在でも単一の成文憲法を持たない国家は存在する。イギリスがその代表例であるが、そのイギリスにも基本法に相当する多数の法律がある²¹。かつての西ドイツでも「憲法」はなく、「ドイツ連邦共和国基本法」(通称、ボン憲法あるいは西ドイツ憲法)が成文憲法の代替機能を果たしていたが、西ドイツが東ドイツを吸収・併合し現在のドイツが成立した後も「ドイツ連邦共和国基本法」のままである。

このドイツの例は憲法の決め方とその内容にかかわっている。すなわち近代国家の憲法(近代憲法)は国民の代表が議会を構成し、その議会が憲法を定め、その内容は主権在民を保証するというものである²²。憲法制定権力は国民にあるという考え方でもある²³し、また本項の最初の部分で述べた議会制民主主義の原理である²⁴。この原理だけでは、議会の構成(一院制か二院制

か)、国民の代表をどう選ぶのか(制限選挙か普通選挙か)等の問題を解決できないことはいうまでもなく、それぞれの国家が決めざるを得ないが、ドイツが今なお「基本法」のままである理由は「基本法」自身が認めているその暫定的性格にある。すなわち現行「基本法」第146条は「この基本法は・・・ドイツ国民が自由な決断で議決した憲法が施行される日にその効力を失う」とあるように、現行基本法のもとになった西ドイツ「基本法」が「(西)ドイツ国民が自由な決断で議決した」ものではなく、ラント政府代表で構成される議会評議会が制定したものである²⁵。

以上は立法権と行政権についてであるが、司法権を担う裁判機構も国によって大きく異なる。例えばイギリスでは2005年の憲法改正によって(Constitutional Reform Act 2005)、それまで貴族院(=議会上院)の1つの常任委員会が持っていた他国の最高裁判所の持つ権限が新たに設置された最高裁判所に移された。また多くの国で最高裁判所の長は行政権を担う長によって任命されている。司法権の重要な機能の一つである違憲立法審査権では日本やアメリカのように最高裁判所が担う場合もあれば、フランスやドイツのようにそれとは別の憲法裁判所・憲法院が設けられている国もある。司法権への国民の直接的参加についても、日本では裁判員制度によって特定の刑事事件には裁判官になる資格のないものも裁判員になるようになり、司法権の一部を担うことになった(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、平成16.法63)が、国民すべてが裁判官になれるわけではなく、相変わらず裁判官資格(司法試験合格者)は残っている。日本の裁判員制度とは異なり陪審制度を設けている国もあ

¹⁹「国家の背骨は憲法」という言葉はゴルトシャイトの「国家の背骨は予算である」に倣ったものであるが、この捉え方は国家について考える時にその財政現象にとらわれすぎている、あるいは逆に重視しすぎていると思う。この「国家の背骨は予算」という言葉に倣ったものに大島通義(2013)がある。財政学の分野で予算論が手薄であったことは否定できないように思うが(林正義(2023)参照。)近代以降の国家を「予算国家」ととらえ、「租税国家」という捉え方を批判する(大島通義(2013), 14-15)のは問題があるように思う。国家の持つ強制力、その一つのあらわれである租税を強制的に徴収できるということを考えれば「租税国家」ととらえた方が良いと考えるからである。

²⁰フランス革命については森安達也(2002, II)、柴田三千雄(2006)、柴田三千雄(2007)、樋口陽一(2024)、山崎耕一(2018)、F・フェレ/M・オズーフ篇(河野健二他訳, 1998)、山崎耕一(2023)、パーク(水田洋・水田玉枝訳)(2002)を参考にした。なお、フランス革命の出来事の年月日は山崎耕一(2023)巻末の年表による。

²¹初宿正典、辻村みよ子編(2020, 246)にはイギリス憲法として、EU関係の法律以外にマグナ・カルタ(第1条、第9条、第29条、全37条のうち、この3条以外は廃止)、1679年人身保護法、権利章典、1911年議会法、1981年上級裁判所法、1983年国民代表法、1985年国民代表法、1998年人権法、2000年政党・選挙・レファレンダム法、2005年憲法改革法、2006年平等法、2010年憲法改革・統治法、2011年議会任期固定法、2012年自由保護法、2013年婚姻法が挙げられている。

²²明治憲法は帝国議会開設前に公布されたが(1889年2月11日)、その施行は帝国議会開院と同日の1890年11月29日である。なお第1回衆議院議員選挙は1890年7月に実施されている。

²³憲法制定権力ということを最初に主張したのはフランス革命期のシエスといわれている。シエスについては山崎耕一(2023)参照。

²⁴議会制民主主義はイギリスを例にして説明されることが多いが、イギリスのそれがすぐ後で述べる立憲君主制の上に成立していることに注意が必要である。イギリスの議会制民主主義については君塚直隆(2025)を参照。

²⁵初宿、辻村編(2020, 145-146, 205)。

る。日本の最高裁判所裁判官については国民審査制度が設けられているが（日本国憲法第6章司法第79条、最高裁判所裁判官国民審査法（昭22、法136））、罷免された例はない。そのため国民審査制度は名目的で実質的ではないと考え、手間暇を考えれば廃止したほうが良いという考え方もあり得るし、他方で、名目的であっても制度の存在それ自身が重要であり廃止すべきでないという意見もありうる。

そこでフランス革命であるが、まず近代国民国家論の定式化に大きな影響を与えた樋口陽一の近代国民国家論の検討から始める。樋口は次のように述べている。「1789年の本質的意味は、身分制社会編成原理を否定することによって、人一般を発見し、諸個人と集権的国家がむかい合う二極構造を、典型的にえがき出したところにある。」樋口は、この二極構造をもつ国家像をルソー・ジャコバン型国家像とも呼んでいる。（樋口陽一（2024、36-37、51）以下、フランス憲法史に即して、簡単ではあるが、この樋口説に対するコメントとして次の3点を指摘したい。

第1のコメントは次のような点である。すなわち、1789年に始まるフランス革命によってまず最初に発見されたのは「国民」、その政治空間的表現である「フランス国民」であり、「人一般」ではないのではないかと、そしてこのフランス国民の発見がフランスでは「身分制社会編成原理を否定」をもたらしたのではないかとという点である。

フランスで「国民」という言葉が登場し定着するのは1789.5.5開催式が行われた全国三部会の議事運営を巡り第三部会（平民（＝都市商工業者）部会）が「国民議会」と自称するようになる（1789.6.10）²⁶。その後、聖職者（第一部会）は国民議会への合流を決めるが、貴族はそれを拒否した。最終的に国王が貴族議員・聖職者議員に国民議会に合流するよう求め、国民議会を認めた（1789.6.27）。そしてその直後に国民議会はその名を「憲法制定国民議会」と改めたのである（1789.7.9）。憲法制定が革命の最大の目標であったことが示されている。問題はその憲法

の内容であった。

憲法制定国民議会が採択したのが1879.8.11の封建制廃止令であり、そこでは封建領主の土地が無償で農民に解放されること²⁷、すべての市民に職業選択の自由が認められること、教会の十分の一税の廃止などが定められた。そしてその直後の1789.8.26に「人と市民の権利宣言」（いわゆる人権宣言）が宣言された。ついで、1789.10.10から国王の呼称が「フランスの王」から「フランス人の王」に変更され²⁸、1790.10.31には国内関税の廃止、1791.6.14には同業組合の廃止・同盟罷業の禁止などが決められていく。

憲法制定国民議会がフランス最初の憲法を策定したのはようやく1791.9.3であり、同日、国王も採択した。そしてこの憲法第三編第一条が「主権は国民に属する」、第二条が「フランスは代表制である。代表者は立法院と国王である。」としたのである²⁹。こうして、王制は残ったものの、国王の権限は立法院³⁰の決定に従う執行権持つことだけになった。そして国王の執行を補佐する大臣に議員は就けないことになった。立法権と執行権の完全な分離である。その代わりに、国王には立法院の決めたことに対する拒否権が与えられた。この国王による拒否権の行使がその後大きな問題になるが、ここでは1791年憲法によってフランスが立憲君主国になったことだけを確認しておく。ここまでが筆者の理解するフランス革命の第一段階である。

この第一段階までの経過をみると、樋口のフランス革命が「人一般」を発見したという考え方は、人権宣言を重視しすぎているように思う。山崎（2018、68）は人権宣言のタイトルにある「人と市民」について、一人の人間を国家を前提しない時に「人」、国家を前提とする時に「市民」と区分していると説明している³¹が、筆者もこの考え方に賛成である。フランス革命が近代国家の始まりという以上、フランス革命で問題とされる生身の人間（樋口の「人一般」、宣言の「人」）は宣言の「市民」と考えざるを得ないし、「人一般」を発見したのは啓蒙思想家たちであったのではないかと考えているからであ

²⁶ その約1ヶ月前から第三身分議員は「庶民院」と自称した。この庶民という言葉からわかるように、この時点では第三身分も、貴族・聖職者という身分の存在を認めていたのである。

²⁷ 封建領主の土地が無償で解放されたことが、明治維新における有償での解放と比較され、明治維新はブルジョア革命ではないという主張の根拠にもなったことは周知の事実である。

²⁸ 筆者はこの二つの言葉から、日本国憲法第一条の天皇は「日本国の象徴」であり同時に「日本国民統合の象徴」という二つの言葉を連想する。「象徴」という言葉については後に述べる。

²⁹ こうした国家の基本構造を定める条文がどうして第三編なのか不明であるが、山崎（2023、91）には憲法制定国民議会でも司法関係の法案が「第一編」、「第二編」として審議され始めたところから、第三編は立法、執行（行政）関係を内容とするものであったと考えられる。

³⁰ 立法院議員の選挙制度が制限選挙制度であったことはいうまでもない。この点について、M.デヴェルジェ（1995、57）は、（1791年）憲法は君主に対する警戒と同時に、「下層民」に対する警戒にも満ちていると述べている。

る³²。

樋口によるフランス革命の定式化は1791年憲法による立憲君主制の成立にあまり注意を集めていないように考えるのである。確かに、1879.8.11の封建制廃止令や1791.6.14の同業組合廃止令のように、革命第1段階においてすでに樋口のいう権力と国民が直接向き合う状況(二極構造)が、立憲君主制ではあれ実現しつつあったとはいえるように思う。他方で「二極構造」という近代国家構造の把握は二宮宏之(1979)のフランス絶対主義国家を「社団国家」とする見方の裏返しであるようにも思える。

樋口の「二極構造型」近代国家構造の理解については、村上淳一(2013, V)の「仮想現実としての近代法」という考え方を対置しておく必要があるように思う。村上樋口の「二極構造」に対して近代法の基本構造、それは同時に近代国家の基本構造でもあるが、「国家⇔国民」ではなく「客体⇔主体」ととらえ、その基本構造を仮想現実としたのである。そして仮想現実と現実との関係をどうするかということが近代実定法の大きな課題であり、その課題の果たし方には3つのタイプがあるとす。すなわち、①現実と仮想現実の統合=イギリス、②現実と仮想現実の拮抗=フランス、③仮想現実の一面的现实化=ドイツとしたのである³³。国によって異なる現実を問題にしたい筆者にとって、近代を仮想現実とする村上の考え方に賛成である。

樋口の近代国家像を別の表現で端的に示しているのが、「ルソー・ジャコバン型国家像」である。この国家像を検討するためにはフランス革命の第2段階を、簡単ではあれ、みておく必要がある。

フランス革命の第二段階は憲法制定国民議会が解散したのち、1791.10.1国民公会が開会されたことから始まる。1792.9.21、君主制の廃止を宣言し(国王処刑は1793.1.21)、フランス共和国憲法(1793年憲法)とあらたな人権宣言が制定された1793.6.24がピークになると思う。ピークとした理由は、第一段階にもあった反革命派による反乱や革命派内の党派間対立による国内政治の混乱³⁴、亡命貴族の影響もあった周辺諸王国のフランス

革命への干渉戦争により、共和国の実現を目指す道は一挙に下り坂に入ったことである。国内の混乱はいわゆるジャコバン独裁からロベスピエール処刑(1794.7.28)に至る経過に端的に示されている。外国との関係については次の点が重要である。すなわち、国民議会は1790.5.22に宣戦布告の権限は議会にあり、征服を目的とした戦争はしないと宣言していたが、外国との戦争が続くなか、1792.11.19には諸外国に革命を輸出するための戦争を宣言するに至る。こうした中で準備・制定された1793年憲法は1793.10.10に「平和の到来」まで施行が延期されてしまったのである。そしてロベスピエール処刑後の1795.8.22執政府憲法(1795年憲法)が制定されるのである。その後第一執政になったナポレオンが皇帝となるまで、そう時間がかからなかった。1799年憲法(帝政憲法)の制定である。ナポレオンが皇帝になりえたのは、その軍事指揮・指導によって、国内の混乱を收拾するとともに、対外戦争においても勝利を続け、国民の気も非常に高かったからであることはいままでもない。

以上の経過から、樋口のルソー・ジャコバン型国家像には次のような問題が浮かび上がってくる。以下に述べるのが、樋口説に対する筆者の第2のコメントである。まず共和制の1993年憲法は、上で述べたような混乱の中で制定されたが、結局は施行されなかった憲法である。その過程で力をふるったのが革命派の中でも急進派であったジャコバン派だったのである。ジャコバン派は1791年憲法制定過程でも共和制を主張していたが、その時には穏健派と妥協して、立憲君主制の憲法に同意していた。共和制を定めた1793年憲法はジャコバン独裁、ときに恐怖政治といわれることもある状況の中で制定されたわけである。したがってジャコバン独裁といわれる事態をフランス革命・フランス近代国家の成立の中にどう位置付けるかも当然、問題となると思う。

山崎(2018)も、その副題からも明らかのように、フランス革命の本質を共和制の成立に求めているが、共和政はすぐに凍結され、最終的に凍結が解凍され、共和制が定着するのはナポレオン3世退位後の1871年であるとしている。しかし定着するのに半世紀以上もかかる政

³¹ M. デュヴェルジェ(1995, 54)は最初の17ヶ条が人の自然権を保障し、そのあとに続く条項が国家の諸制度によって尊重されなければならない基本的な諸規範であるとしている。「自然権を保障」という宣言も重要であるが、「自然権」を発見したのは啓蒙思想家たちである。この自然権をベースにした自然法という考え方も多様である。この点についてはアーネスト・パーカー(田中浩ほか訳, 1988)を参照。

³² ロイ・ポーター(2004)の第2章は「目標は人間科学」と題されている。

³³ 村上は近代法だけでなく、近代そのものが仮想であるとしている。村上(1992)参照。村上淳一(1979)も参照。なお、村上上の三つのタイプはイギリス経験主義哲学、フランス合理主義哲学、ドイツ観念主義哲学という哲学史の問題に関係しているようにも思えるが、その点について述べる準備は筆者にはない。

³⁴ 山崎(2018, 98—103)では1791年憲法制定以前にすでに反革命や革命党派間の対立が出現していたと述べられている。そうした混乱の中で1791.6.20の国王逃亡事件も起こる。

治制度というのは、制度の安定性という点からみて疑問があると考え³⁵。

ルソーについてみれば、その『社会契約論』³⁶がフランス革命に大きな影響を与えたことは筆者もその通りだと考えるが、ルソーについて議論するときに『社会契約論』に関連しては一般意思論に、『エミール』に関しては教育論に議論が集中し、彼の宗教論にはあまり注意が払われてこなかったのではないかと筆者には思われる。逆にいえば、『社会契約論』の最終章「市民の宗教について」をどう評価するかという問題であるが、ここではフランス革命の中でキリスト教がどう扱われたをみておくことにする。

すでに憲法制定国民議会は1789.11.2に聖職者の財産は国民に委ねられると決定していた（事実上の国有化）が、12.10には教会財産を売却し、財政難に対処しようとした。さらに1790.2.13には修道宣誓の禁止と教育・慈善事業施設を除いた修道院の廃止を決めている。7.12には聖職者市民法を議会は決めた。そして1793年憲法によって共和制が決められると、1793.10.5に国民公会はキリスト教由来の暦（グレゴリオ暦）を廃止し、共和制が宣言された翌日の1792.9.22を元年1月1日とする共和暦（革命暦）の採用を決定した³⁷。

ここで議論したい点は聖職者市民法についてである。革命当初に10分の1税が廃止され、下級聖職者の中には生活に困るようなものも出てきていた。この法は聖職者に給与を支払うものであったから、聖職者をいわば公務員にするようなものであった。したがってこの法に聖職者の生活困難の対処という側面もあったことは否定できない。しかしこの法は同時に国家への忠誠を誓うことを要求していた。聖職者が忠誠を誓うのは神に対してだけであるから、聖職者の意見が分裂をきたしたのは当然である（宣誓派と非宣誓派）。これに対しローマ教皇がこの法を批判し、反対したのはいうまでもないが、その後の革命期を通して宣誓派と非宣誓派の対立は続くことになる。こうした展開がルターの市民宗教論とどう関係するかが筆者の問題意識であるが、理解できるのはルターも西方キリスト教世界の一員だったのではないかとということだけである。

以上が国民国家の成立とフランス革命の関連についての検討である。その結論を一言でいえば、フランスは国民国家編成原理のひとつである共和制にこだわりすぎた、そしてその実現を急ぎすぎた革命ということになる。筆者のフランス革命の意義は王制とは異なる統治の仕組みがあり得ること、しかも、それには立憲君主制と共和制という2つのタイプがあり得ることを示した点にあると考えている。2つに共通するのが憲法による議会の設置と主権在民という考え方のもとで議会議民主主義といわれる統治制度である。議員の選挙制度が制限選挙制度から普通選挙制度への移行には時間を要するし、その要する時間も制度の内容も国によって異なることはいうまでもない。

そのうえで、筆者には近代国家・現代国家に関するいくつかの論点がさらに残されているように思う。

第1は立憲君主制国家の存在である。表1によれば19世紀に末ごろ共和制の国は六ヶ国に過ぎずない。また君塚（2018, 5）によれば、2017年現在、国連加盟国193ヶ国、君主制採用国28ヶ国、イギリス女王（2017年当時、イギリス国王はエリザベス2世女王）が国家元首を務めるイギリス連邦王国15ヶ国、君主国合計43ヶ国で、国連加盟国のなかでは少数派である。第2次世界大戦後に独立した国の多くが共和制を採用したからであろう。

表1 世界各国の政体（1888年頃）

立憲王政	イギリス、イタリア、オランダ、オーストリア、デンマーク、ベルギー、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、プロシヤ、スウェーデン、ノルウェー、ハワイ
共和制	フランス、アメリカ、メキシコ、アルゼンチン、ペルー、スイス
立憲帝政	ドイツ帝国、ブラジル
帝政	清国、ロシア、トルコ
王制	エジプト、シヤム、朝鮮

（出典）佐々木隆（2010.29）。

そこで以下ではイギリスの国王大権の存在、日本の象徴天皇制のことについてだけ述べておく。両国とも議院内閣制を採用していることはいうまでもない。しかし同じ議院内閣制にしても、日本の内閣総理大臣は国会の衆議院（下院）によって衆議院議員の中から選出されるのに対し、イギリスでは内閣総理大臣を選ぶのは国王大権を根拠にした国王と考えられている。もちろん現在のイ

³⁵ 明治憲法は1889年発布、1890年施行、帝国議会開設は明治憲法施行日だから、明維新からは相当時間が経過してからのものである。また1875.4に漸次立憲政体樹立の詔勅が発布されてからでも10年以上が経過している。その間には維新政府内での指導権争い（いわゆる政変）や政治的弾圧もあったわけであるが、最終的には伊藤博文が初代の内閣総理大臣になり、明治憲法発布、帝国議会開設に至る。本項では維新から憲法発布、帝国議会開設までの期間がフランス革命との大きな違いのひとつだということ指摘しておくだけにし、その検討は次節（Ⅲ）の課題としておく。

³⁶ 本稿で参考にした『社会契約論』は岩波文庫版（桑原武夫・前川貞次郎訳、1954）である。

³⁷ 本稿では革命前後との連続性や他国との関係を考え、共和暦を用いないで、それ迄のグレゴリオ暦を用いる。山崎（2018,183）には両者の比較対象表が示されている。なお、1806.1.1からはグレゴリオ暦が復活した。

ギリスでも、憲法上は、庶民院（下院）で多数の議席を持つ政党の党首（下院議員）が国王から内閣総理大臣に任命されているが、保守党で党首が選出されるようになったのは1965年2月から、毎年の改選は1975年からである。それまでは、保守党が下院で多数を占めている場合、保守党のそれまでの内閣総理大臣が党内の調整を経たうえで後継内閣総理大臣を国王に推薦し、その人が就任するのが慣例であった。保守党には「党首は選ばれる者ではなく自然に決まる者である」という伝統的な考え方があったからである。

しかし、1957年1月に病気を理由に辞任を申し出たイーデンの助言を求めずにエリザベス2世女王は保守党幹部（長老のチャーチルも含まれている）に相談させて、マクミランを後継内閣総理大臣に任命した。イーデンには意中の候補者がいたが、スエズ戦争の失敗でイーデンは保守党内での影響力を失っていたからである。マクミランは就任6年後1963年10月に病気を理由に辞任を申し、後任にヒュームを推薦し、女王もそれに従った。しかし、ヒュームは爵位を持つ貴族院議員であり下院で発言ができないため、1年後の下院補欠選挙で爵位を返上し、立候補・当選したうえで内閣総理大臣に就任した。その頃までに下院で発言できる者が内閣総理大臣になるべきであるという考え方が強くなっていったためである³⁸。

このイギリスの国王大権に対し、明治憲法下の天皇に統治権があったのは確かであるが（第1条）、明治憲法に「天皇大権」・「大権」という言葉は非常に少なく、条文では次の3ヶ条だけである。①第1章天皇第17条の摂政は「天皇の名」において大権を行う。②第2章臣民の権利義務第31条の臣民の権利が戦時又は国家事変の場合に「天皇大権の施行」を妨げることはない。③第6章会計第67条の大権に基づく「既定の歳出」等は「政府の同意なくして帝国議会」が削減等することができない。

このように、明治憲法は「統治権ヲ総攬ス」（第4条）に「天皇大権」を意味させていたとも考えられる。また、天皇を輔弼する国務各大臣についての規定はあるが（第4章国務大臣及枢密顧問、第55条）、内閣総理大臣、内閣そのものの規定はなく、内閣についてはすでに別にさだめられていた³⁹。明治憲法では天皇と輔弼する国務各大臣の行為を合わせて、行政権の執行と考えられており、

行政権の執行主体を「政府」と呼んでいると思われる。例えば、緊急勅令を定めた第8条の後段は「此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」とある。現在の日本では時に「政府与党」という言葉が使われることがあるが、この言葉は正確には「内閣と与党」というべきである。なお、「政府」という言葉についてはつぎの項で述べる。また明治憲法下でも帝国議会衆議院議員・国会参議院議員の選挙権の拡大が進んだことを示すと表2のようになる。

表2 選挙権の拡大（日本）

選挙法	選挙制度の区分	選挙権の制限			有権者数 (万人)	人口比 (%)
		年齢	性別	納税額		
1889 制定	制限選挙制	25歳以上	男	直接国税 15円以上	45	1.1
1900 改正	制限選挙制	25歳以上	男のみ	直接国税 10円以上	98	2.2
1919 改正	制限選挙制	25歳以上	男のみ	直接国税 3円以上	307	5.5
1925 改正	男子普通選挙	25歳以上	男のみ	—	1241	20.0
1945 改正	男女平等普通 選挙制度	20歳以上	—	—	3688	48.7
2015 改正		18歳以上	—	—	10359	84.0

（註1）有権者数は1945年改正までは法改正後最初の帝国議会衆議院議員選挙、2015年は法改正後最初の国会参議院議員選挙時点の数値。

（註2）選挙法は1945年までは衆議院議員選挙法（明22.法3）、2015年は公職選挙法（昭25.法100）。

（出典）総務省（2025）。

さて次の問題は日本国憲法下での象徴天皇制、すなわち第1条の「日本国の象徴」と「日本国民統合の象徴」である。天皇の行為は「任命行為」（第6条、内閣総理大臣と最高裁判所長官の任命。前者は国会の指名、後者は内閣総理大臣の指名に基づく）と「国事行為」（第7条、全部で10項目）がある。両者ともに内閣の助言と承認に基づくという条件があるが、後者には「国民のために」という目的が追加的に示されている。こうみてくると、第1条の「日本国の象徴」が「任命行為」に、「日本国民統合の象徴」が「国事行為」に対応するといえそうである。

その「象徴」であるが、筆者の最大の疑問は生身の人間が「象徴」になりうるのかどうかという点である。疑問のきっかけは平成天皇（現、上皇）の生前退位問題である。平成天皇は加齢によって「象徴」としての任務を果たすことができずとして、退位の意向を直接国民に述べたのである。日本国憲法には摂政の規定はあるが（第5条）、退位の規定はなく、憲法典のひとつである皇室

³⁸ 以上は君塚（2018、97 - 100）による。君塚は以上のような経過を「エリザベス二世と国王大権の衰弱」としてまとめている。なお、19世紀中葉のイギリスの国政についてはバジヨト（2011）を参照。

³⁹ 1885.12.22の太政官達69号により太政官制度が廃止され、内閣制度が発足した。同日「内閣職権」が定められたが、1889.12.24に「内閣職権」に代わり、「内閣官制」（勅令135号）が定められた。

典範(昭22.法3)も「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」(第4条)と定めているので、天皇の意向を受け入れるとすれば、急に憲法改正を行うことが無理であることは当然であるから、退位に関する特例法に頼らざるを得ない。時の内閣は天皇の意向をくみ取って、特例法(「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」(平29,法63))の路線をとったわけである。こうした経緯から天皇の発言が政治的発言であったと問題視する意見や特例法に反対する意見もあったが、筆者には、この経緯が象徴天皇制の定着を示しているように思われた。

他方で、加齢ということによって「象徴」としての任務を果たせなくなる状況は誰が天皇になっても生じうる事態である。生前退位の規定を憲法に定めればよいという意見もありうるが、それはそれで加齢の条件をどう決めるか、加齢以外に条件ないのか、あるとしたら複数の条件の順位をどう決めるのかといった複雑な問題を引き起こすことになる。いずれにせよ、象徴ということにはなお検討する余地が残っていると思われる⁴⁰。立憲君主制のスローガンは「君臨すれどもとうちせず」であるとよくいわれるが、「君臨」と「統治」の違いも曖昧であるといえる⁴¹。

この立憲君主国に対し、共和制を採用している国の多くは大統領制である。

しかし同じ大統領制といっても、ドイツ、アメリカ、フランスの大統領制には相当大きな違いがある。まず選出方法についてみれば、ドイツ大統領は国民の直接選挙によらず、連邦議会議員とそれと同数の州議会が選挙で選出した議員で構成される連邦会議によって選出される(第54条(1),(3))。フランスとアメリカでは国民投票によって選出されるが、フランスでは国民の直接普通選挙である(憲法第6条)、アメリカでは国民が大統領選出選挙人を州ごとに選ぶ間接選挙である。また同じ大統領制でもアメリカのように大統領が行政権を担う行政府のトップになる場合もあるが、ドイツ大統領は政府、立法機関に所属できず(55条・職務の非両立性)、

権限は国際法上の代表権・条約締結権(第59条)と連邦内閣総理大臣を連邦議会に提案し、連邦議会選挙によって選挙されたものを任命する(第63条)だけである。そしてアメリカ型の大統領制とドイツ型大統領制の間にあるのがフランスの大統領制である。フランス大統領は首相、大臣の任免権を持ち(第8条)、閣議を主宰する(第9条)。さらに首相および両院議長への諮問を経たあとではあるが、国民議会議会を解散する権限もある(第12条)。

第2はナショナリズムの起源はこのフランス革命にあるのではないかという論点である。ナショナルという考え方は13世紀ヨーロッパ各地から集まったボローニヤ大学やパリ大学の学生組織が、イタリア人組織、チュートン人組織、アングリカン人組織、スコットランド人組織、フランク人組織と出身地域ごとに組織されたことに始まるといわれている⁴²。また、三教皇鼎立という教会の大分裂を終わらせるために開かれたコンスタンツ公会議(1414—18)ではその議事方式として国民団(natio)方式が採用され、出席者はイギリス、フランス、ドイツ(ベーメン、ハンガリー、ポーランド、北欧を含む)、イタリア、スペインの五国民団に分け、各国民団一票で採決が行われた。そして、1486年神聖ローマ帝国の正式名称「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」と初めて「ドイツ国民の」という形容詞がつくことになる⁴³。その後は、すでにみたように、ヨーロッパの王国は絶対主義の時代に入っていくのである。

こうした背景のもとでのフランス革命であるから、亡命貴族の意向があったにせよ、周辺王国は革命の動向に関心を持たざるを得ない。まして「革命の輸出」を宣言されては自国の王政を守るためにも自国意識が強まることになる。フランス革命がナショナリズムの起源と考えざるをえないのである。現在のいわゆるポピュリズムもナショナリズムの一種の現れと考えるので、この点は次節(Ⅲ)の検討課題となる。

第3の論点はユダヤ人の法的開放という論点である⁴⁴。フランス革命が「国民」という形で領土内の住民を把握しようとするれば、すべての住民を平等に扱わざる

⁴⁰「象徴」という言葉は英語 symbol の日本語訳であるが、ウェストミンスター憲章(1931)にあったという。昭和天皇はこの symbol 由来の「象徴」という言葉に相当こだわったようである。この点については小宮京(2025)参照。

⁴¹イギリスは議会制民主主義の母国ともよくいわれるが、そのイギリスのヴィクトリア女王を「戦う女王」と、君塚は評している(君塚直隆, 2016)。

⁴²鷲見誠一(2024, 220 - 226)。他方で、ボローニヤ大学やパリ大学(教員と学生の同業者組合=ユニヴェルシタス)の存在がヨーロッパ文化の一体性の基盤になったといわれるが(坂井, 2003, 45 - 46)、学生たちが出身地ごとに学生団を組織していたことも重視すべきではないかと考える。そしてこの点は、次に述べる、西方キリスト教世界でも出身地別に採決が行われるようになったことと重ねて理解されるべきではないかと思う。

⁴³山本文彦(2024, 101 - 103)

⁴⁴以下のユダヤ人に対する差別、ユダヤ人の法的開放については、サルトル(安堂信也訳, 1956)、鶴見太郎(2025)を参考にした。

をえない。フランスでは1791.9.27, すべてのユダヤ人に市民権が与えられた。このユダヤ人の法的開放はその他のヨーロッパ諸国にも広がり、1812年にプロイセンで、1858年にはイギリスで、1867年にはオーストリア・ハンガリー帝国で実現した。しかし法的開放が反ユダヤ主義がなくなったことを意味するものではない。ナチスによるホロコーストまで生み出すのである。そのためユダヤ人の間では長い間シオニズム運動が続き、第2次世界大戦後のイスラエル建国(1948)に結びつくのである。このイスラエル建国はそれまでに例をみない建国の方法であった。すなわち、それは国際連合総会の決議を根拠とするものだったのである。国際連合による一片の決議で国家ができるのかという問題である。この問題も次節(Ⅲ)の検討課題である。

以上の国民国家についてフランス革命との関係での検討によっても統治権とは何かという問題に関して明確にならないところが残る。それは三権分立という考え方が抽象的だからであると思う。それを解くヒントは明治憲法でも使われていた「政府」という言葉であるように思う。次に項を改めて、戦後日本のケースを中心に検討してみたい。

なお本項の最後に次の1点だけ述べておく。本項では近代国家誕生におけるフランス憲法史に即して憲法の意義について述べてきたが、世界で最初の成分憲法(=共和制憲法)を持ったのはもちろんアメリカ合衆国である(1788.6.21公布, 1789. 5.4施行)。しかし本項でアメリカ憲法制定に言及しなかったのは以下の理由による。すなわちアメリカはイギリスからの入植者が、そこを所有者のいない土地と認識し、原住民との戦争の上で白人所有地としていった末に、イギリスから独立・建国したという国家であり、その独立はフランス革命とは全く性格を異にすると考えられるからである⁴⁵。なお、フランス王国がイギリスとのアメリカ大陸における植民地獲得戦争のために、アメリカ独立を支持したことは言うまでもない。

参考文献

明石欽次(2007):『ウェストファリア条約:その実像と神話』(慶応義塾大学出版会, 2007)
 芦辺信喜(高橋和之校訂, 2015):『憲法(第6版)』(岩波書店)
 アーネスト・パーカー(1988):田中浩ほか訳『近代自然法をめぐる二つの概念—社会・政治理論におけるイギリス型とドイツ型—』(御茶の水書房)
 石川健治(2019):「Nomos Basileus—『国民主権と天皇制』に対する1つの評注」(尾高朝夫(2019)解説)
 P.H. ウィルソン(山本文彦訳, 2005):『神聖ローマ帝国』(岩波書店)

大島通義(2013):『予算国家の〈危機〉—財政社会学から日本を考える』(岩波書店)
 尾高朝夫(2019):『国民主権と天皇制』(講談社学術文庫)
 上村剛(2024):『アメリカ革命—独立戦争から憲法制定, 民主主義の拡大まで』(中公新書)
 藤山宏(2020):『カール・シュミット—ナチスと例外状況の政治学』(中公新書)
 カント(中川元訳, 2006):『永遠平和のために/啓蒙とは何か—他3編』(光文社古典新約文庫)
 君塚直隆(2016):『ヴィクトリア女王—大英帝国の戦う女王』(中公新書)
 君塚直隆(2018):『立憲君主制の現在—日本人は「象徴天皇」を維持できるのか』新潮選書
 君塚直隆(2025):『議会制民主主義という神話—イギリス近代史の真実』(筑摩選書)
 嘉戸一将(2019):『主権論史』(岩波書店)
 嘉戸一将(2023):『法の近代—権力と暴力をわかつもの』(岩波新書)
 近藤和彦(2013):『イギリス史10講』(岩波新書)
 斎藤真(1995):『アメリカとは何か』(平凡社ライブラリー)
 坂井栄八郎(2003):『ドイツ史10講』(岩波新書)
 佐々木毅(1973):『ジャック・ボダンの国家哲学』(岩波書店)
 佐々木隆(2010):『明治人の力量』(講談社学術文庫)
 佐藤優(2014):『宗教改革—近代, 民族, 国家の起源』(角川書店)
 初宿正典, 辻村みよ子編(2020):『新解説世界憲法集(第5版)』(三省堂)
 サルトル(安堂信也訳, 1956):『ユダヤ人』(岩波新書)
 柴田三千雄(2007):『フランス革命』(岩波現代文庫)
 柴田三千雄(2006):『フランス史10講』(岩波新書)
 総務省(2025):『総務省(広報誌)』(300号, 2025.12)
 田川健三(1980):『イエスという男—逆説的反抗者の生と死』(三一書房)
 土橋茂樹(2025):『三位一体—父・子・精霊をめぐるキリスト教の謎』(中公新書)
 鶴見太郎(2025):『ユダヤ人の歴史—古代の興亡から離散, ホロコースト, シオニズムまで』(中公新書)
 M. デュヴェルジェ(1995):『フランス憲法史』(みすず書房)
 二宮宏之(1979):「フランス絶対王政の統治構造」(吉岡昭彦ほか編『近代国家形成の諸問題』木鐸社)
 日本政府(2006):『国連改革:日本の優先事項』(外務省ホームページ>外交政策>国連)
 バーク(水田洋・水田玉枝訳)『フランス革命についての省察I, II』(中公クラシックス, 2002)
 バジヨト(2011):小松春雄訳『イギリス憲政論』(中公クラシックス)
 林正義「予算論の現在と今後」(会計検査院『会計検査研究』no.67, 2023)
 樋口陽一(2024):『近代国民国家の憲法構造(増補新装版)』(東京大学出版会)
 深井智朗(2017):『プロテスタント—宗教改革から現代政治まで』(中公新書)
 藤代泰三(2017):『キリスト教史』(講談社学術文庫)
 F. フェレ/M. オズーフ篇(河野健二他訳, 1998):『フランス革命事典4』(みすず書房)

⁴⁵ この点については上村剛(2024)を参照。

- 堀米庸三（2013）：『正当と異端』（中公文庫）
- マーク・エリオット（江島訳，2020）：「連合王国の憲法と Brexit—憲法的契機なのか」（『法律時報』2020.5月号）
- 宮沢俊儀（長谷部恭男編，2025）：『八月革命と国民主権 他五編』（岩波文庫）
- 村上淳一（1979）：『近代法の形成』（岩波全書）
- 村上淳一（1992）：『仮想の近代—西洋的理性とポストモダン』（東京大学出版会）
- 村上淳一（2013）：『〈法〉の歴史（新装版）』（東京大学出版会）
- 森本あんり（2018）：『異端の時代—正統のかたちを求めて』（岩波新書）
- 森安達也（2002）：『近代国家とキリスト教』（平凡社リブラリー，2002）
- 森安達也（2022）：『東方キリスト教の世界』（ちくま学芸文庫）
- リチャード・ルーベルスライン（小沢千重子訳，2018）：『中世の覚醒—アリストテレス再発見から血の革命へ』（ちくま学芸文庫）
- ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳，1954）：『社会契約論』（岩波文庫）
- ロイ・ポーター（見市雅俊訳，2004）：『啓蒙主義』（岩波書店）
- 山崎耕一（2018）：『フランス革命—「共和国」の誕生』（刀水書房，2018）
- 山崎耕一（2023）：『シイエスのフランス革命—「過激中道派」の誕生』（NHK 出版）
- 山本文彦（2024）：『神聖ローマ帝国—「弱体なる大国」の実情』（中公新書）
- 山本邦久（2018）：『「信仰」と「理性」の「紛争解決」（リチャード・ルーベルスライン（小沢千重子訳，2018）解説）